

○ QRコードによる被保険者番号の読み取り

- 保険証による資格確認の際、被保険者番号の誤入力や入力負荷の低減の観点から、保険証にQRコードを付して被保険者番号等の読み取りを可能とする方法について、これまで保険者、医療関係者から要望意見があったことから、以下の影響等を考慮して、引き続き協議する。

保険証へのQRコード記載における検討の視点

- 2020年度の運用開始段階ではマイナンバーカードと保険証が並行して利用される中、保険証(QRコード)を利用して被保険者番号等の読み取りを可能として、手入力による誤入力を防止できる。
- QRコードを付した保険証の発行(再発行が必要)を全保険者に義務付けることは難しい。
- 将来的に保険証の発行を不要としてマイナンバーカードのみの運用に移行を目指していく中で、円滑な移行にマイナスの影響が生じる可能性がある。QRコードを付した保険証の発行コストに対する効果を精査する必要がある。
- 国においてQRコードにかかる統一的な様式を示す必要がある。

【参考】協会けんぽにおけるQRコードの現行運用

協会けんぽでは、保険証の管理のため、保険証に以下の項目をQRコードで付して管理している。保険者番号が入っていないので、資格情報の読み取りとしてQRコードを用いる場合は、現在のQRコードはそのまま使えないので、再発行が必要になる。

- 支部コード(2桁) + 記号(8桁) + 番号(7桁) + 本家区分(2桁) + 交付年月日(8桁) + 支部コード(2桁) + 受付年月日(2桁) + 業務種別(3桁) + 連番(6桁) + 予備(1桁)
※本家区分は、本人(00)、被扶養者(1~99)
- QRコードを搭載した保険証は、平成27年6月以降から発行しており、全加入者に対して発行されているものではない。